

魚津市告示第167号

建設工事に係る測量等の指名競争入札に参加する者に必要な資格等についての一部改正について

建設工事に係る測量等の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について（平成8年魚津市告示第80号）の一部を次のように改正する。

令和6年11月25日

魚津市長 村椿 晃

改正後	改正前
本則 （略） 第 1 （略） 第 2 資格審査申請の時期及び方法 1 指名競争入札に参加する資格の審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、指名競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）に、次の各号に定める書類を添付して申請しなければならない。 （1）－（4） （略） （5） 申請者が法人である場合にあっては法人の<u>登記履歴事項全部証明書</u>、個人である場合にあっては身分証明書 （6）－（9） （略） 2－4 （略） 第 3－第 7 （略）	本則 （略） 第 1 （略） 第 2 資格審査申請の時期及び方法 1 指名競争入札に参加する資格の審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、指名競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）に、次の各号に定める書類を添付して申請しなければならない。 （1）－（4） （略） （5） 申請者が法人である場合にあっては法人の<u>登記簿謄本</u>、個人である場合にあっては身分証明書<u>（写し）</u> （6）－（9） （略） <u>（10） 入札代理人を定めた場合にあっては、入札代理人届</u> 2－4 （略） 第 3－第 7 （略）

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の規定は、令和 7・8 年度の入札参加資格に係る審査から適用し、令和 5・6 年度の入札参加資格に係る審査については、なお従前の例による。